

有価証券報告書における サステナビリティ情報開示の 現状と課題

有限責任 あずさ監査法人

2026年9月

本日の目的

**サステナビリティ
情報開示・保証の
制度概要を理解する**

**現在の開示状況と
対処すべき課題
を確認する**

**制度対応の
ポイントを知る**



Contents

01 サステナビリティ情報開示・保証の制度動向概要

02 サステナビリティ情報開示の現状

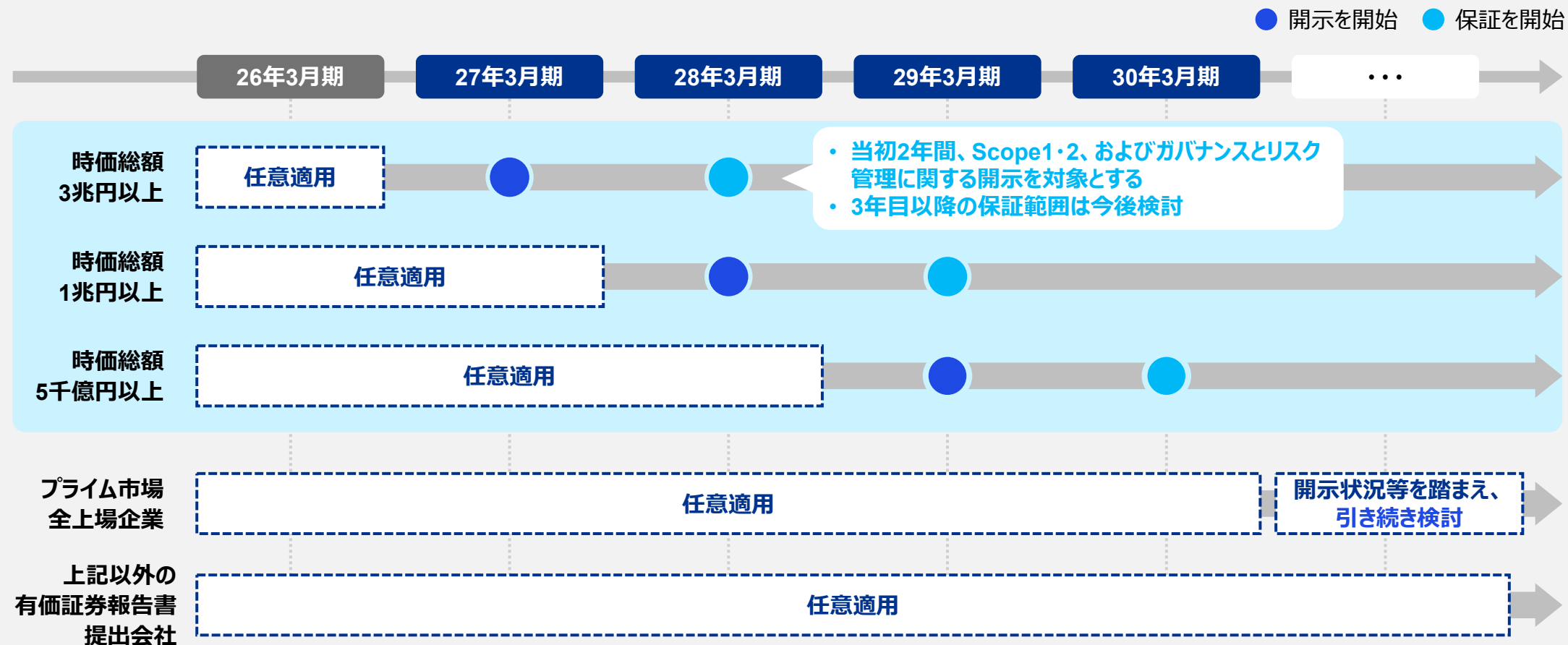
03 制度開示に向けて

01

サステナビリティ 情報開示・保証の 制度動向概要

サステナビリティ情報開示の拡充に向けたロードマップ

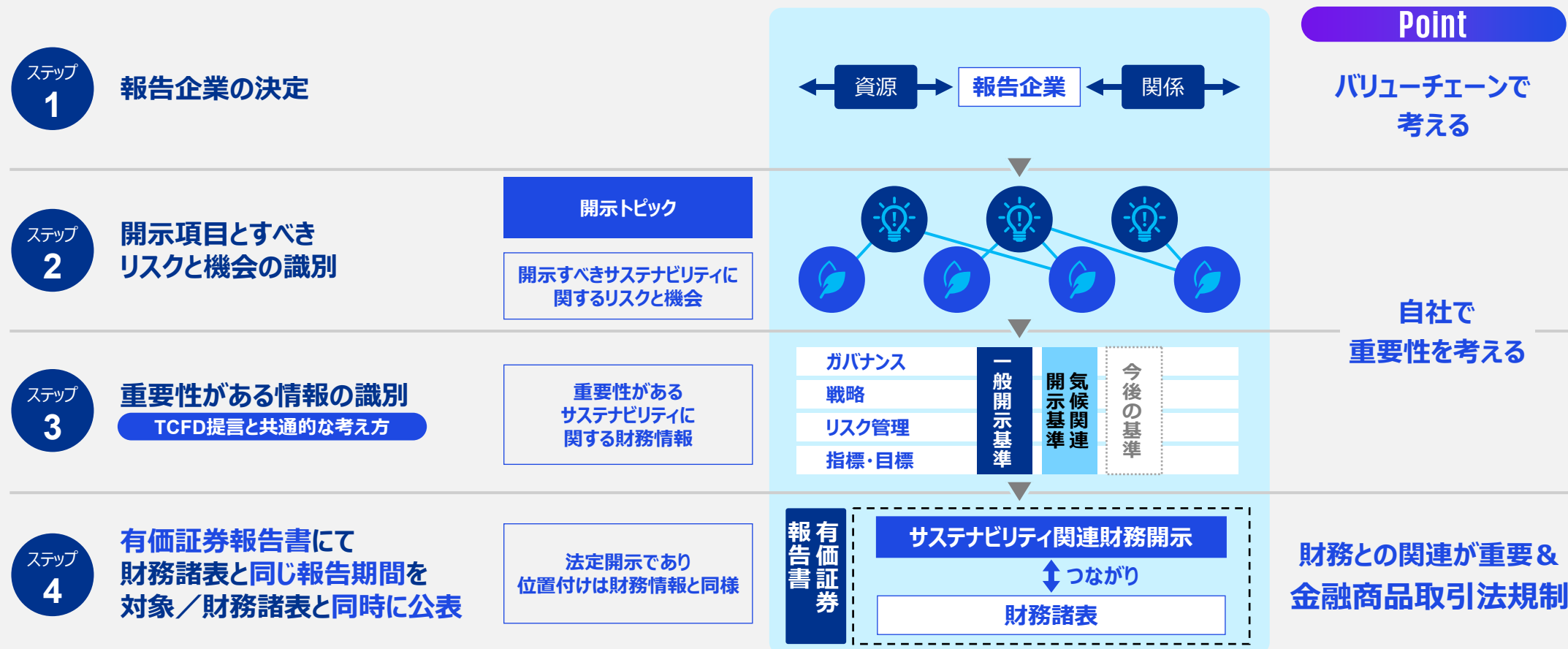
金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告では、**時価総額の規模**に応じて**段階的にSSBJ基準**を適用する方向性が示されています。



出所：金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20260108.html）を基にKPMGジャパン作成

SSBJ基準の骨子

SSBJ基準では、以下の4ステップでサステナビリティ報告を行います。



02

サステナビリティ 情報開示の現状

サステナビリティ情報開示の現状－調査の概要



【対象媒体】

2025年1月～12月発行の以下媒体

- ・ 統合報告書（発行企業のみ）
- ・ 有価証券報告書
- ・ サステナビリティ報告（報告書／ウェブページ）

【調査対象】

日経平均株価※（以下、日経225）の構成銘柄となっている企業225社

【調査方法】

KPMGサステナブルバリューサービス・ジャパンの調査メンバーが、調査メンバー全員で判断基準を定めたのち、企業ごとに1人の担当者が対象媒体のすべてを通読し、確認する方法で実施

※日経平均株価（日経225）は、株式会社日本経済新聞社の登録商標または商標です

サステナビリティ情報開示の現状—本セミナーで紹介する調査項目

SSBJ基準準備の最初のステップ°

1

何を開示するか決定

2

法定開示に向けた
報告時期早期化、保証準備

3

必須開示項目であるGHG排出量
の算定



本で紹介する調査項目

マテリアリティ

- 何に関連するマテリアリティが説明されているか
- マテリアルだと判断された事象

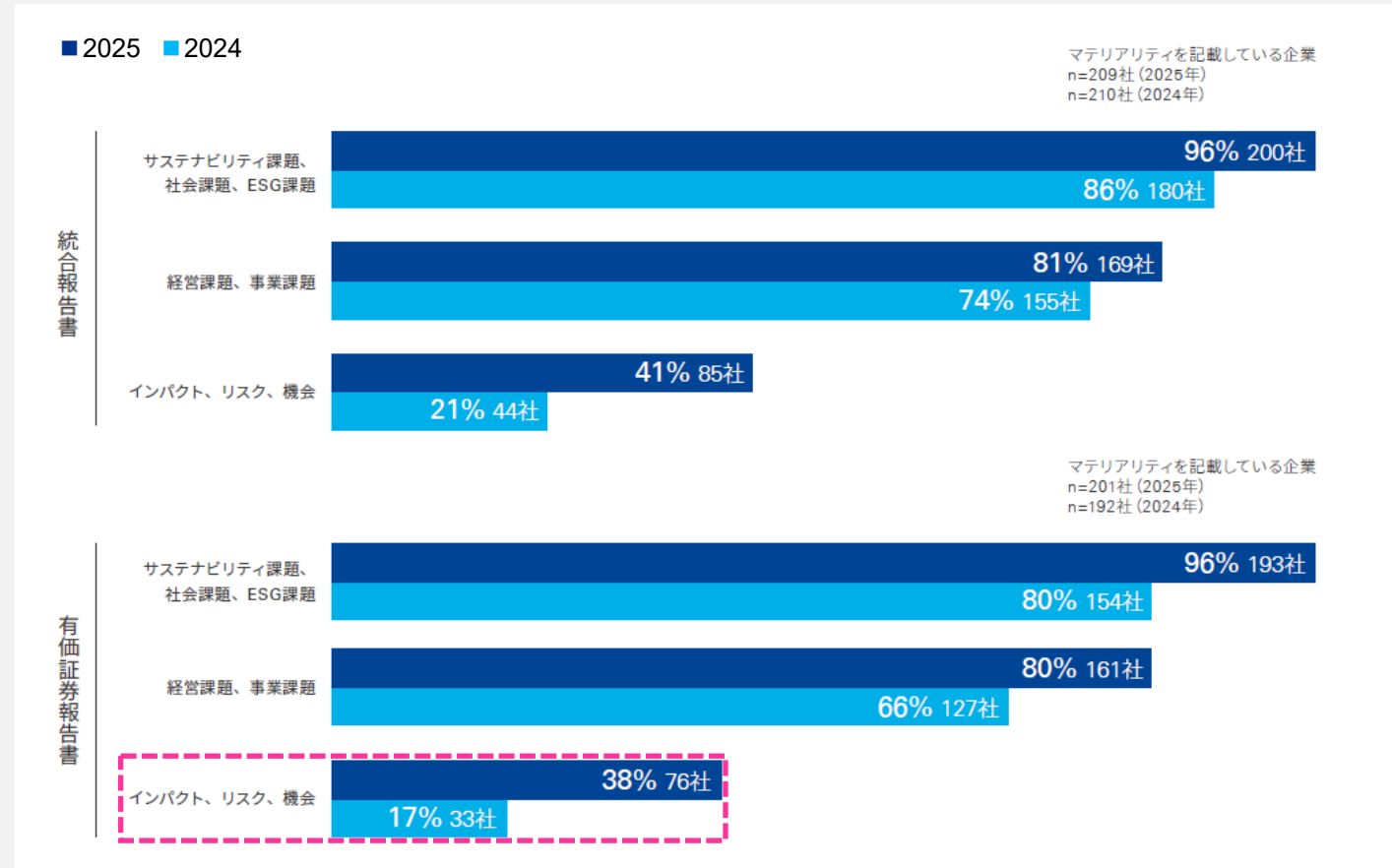
報告の高度化 に向けた取組み

- 統合報告書・サステナビリティ報告書の発行時期
- 第三者保証報告書の掲載割合、対象指標

気候変動 関連情報

- GHG排出量の当期実績開示
- GHG排出量のバウンダリー

何に関連するマテリアリティが説明されているか

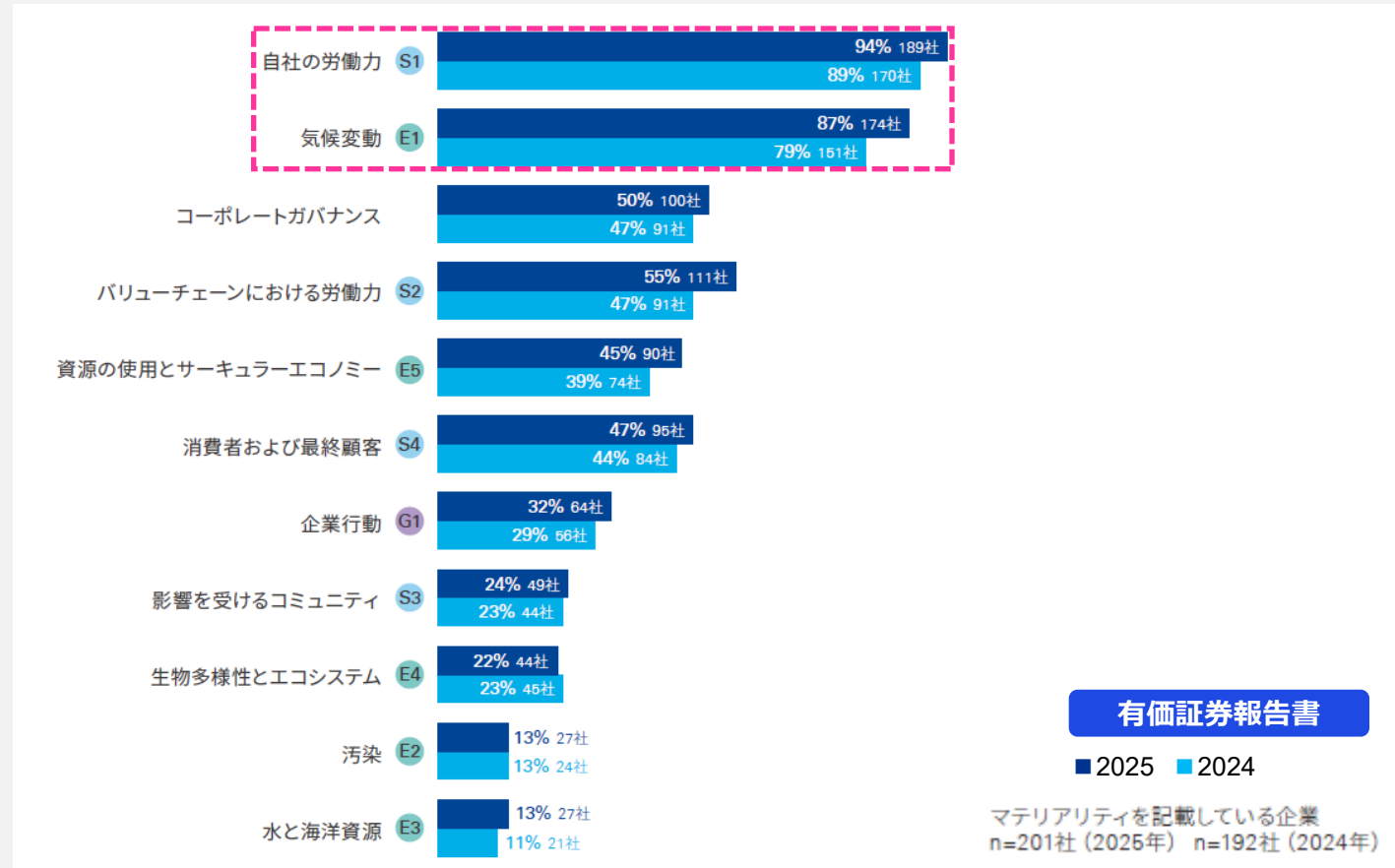


Point

- マテリアリティとリスク・機会の関連の開示は、増加しているものの4割程度にとどまる
- SSBJ基準では、**企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るリスク及び機会**について、重要性がある情報の開示を求めている（企業が環境・社会に与えるインパクトそのものの開示は求められていない）
- 開示項目は一律ではなく、**各社の判断が必要**となる

出所：KPMGジャパン「日本の企業報告に関する調査2025 - 持続可能な価値向上につながる企業報告を目指して -」

マテリアルだと判断された事象

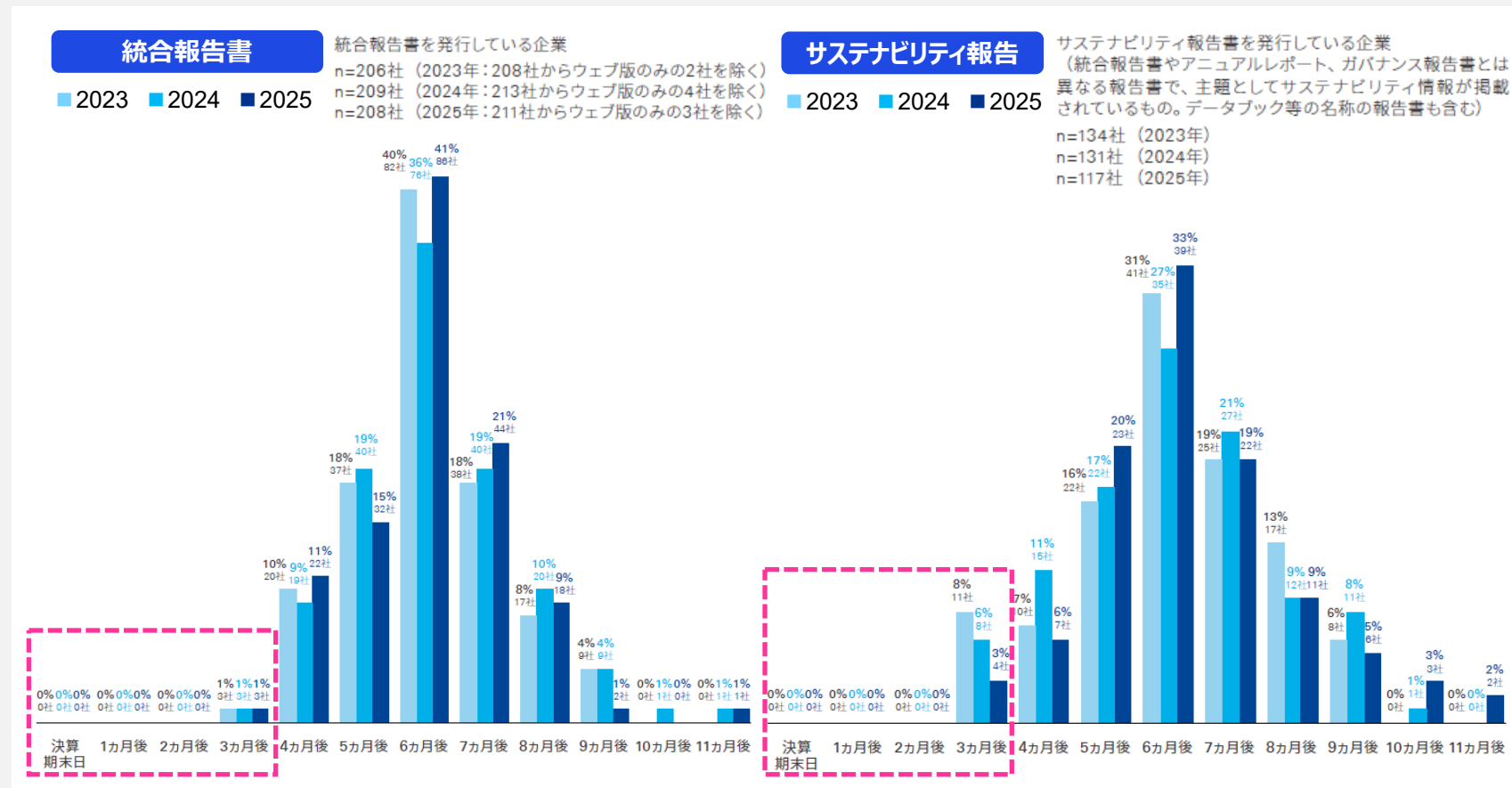


Point

- 自社の労働力・気候変動をマテリアルとしている企業が多い
- 企業にとってのサステナビリティ課題の特定が必要（SSBJ基準では、数ある課題の中から、**企業価値にプラスの影響を出せるもの、あるいはマイナスの影響を回避するために対応すべきもの**を選択していくことが求められている）

出所：KPMGジャパン「日本の企業報告に関する調査2025 - 持続可能な価値向上につながる企業報告を目指して -」

統合報告書・サステナビリティ報告書の発行時期



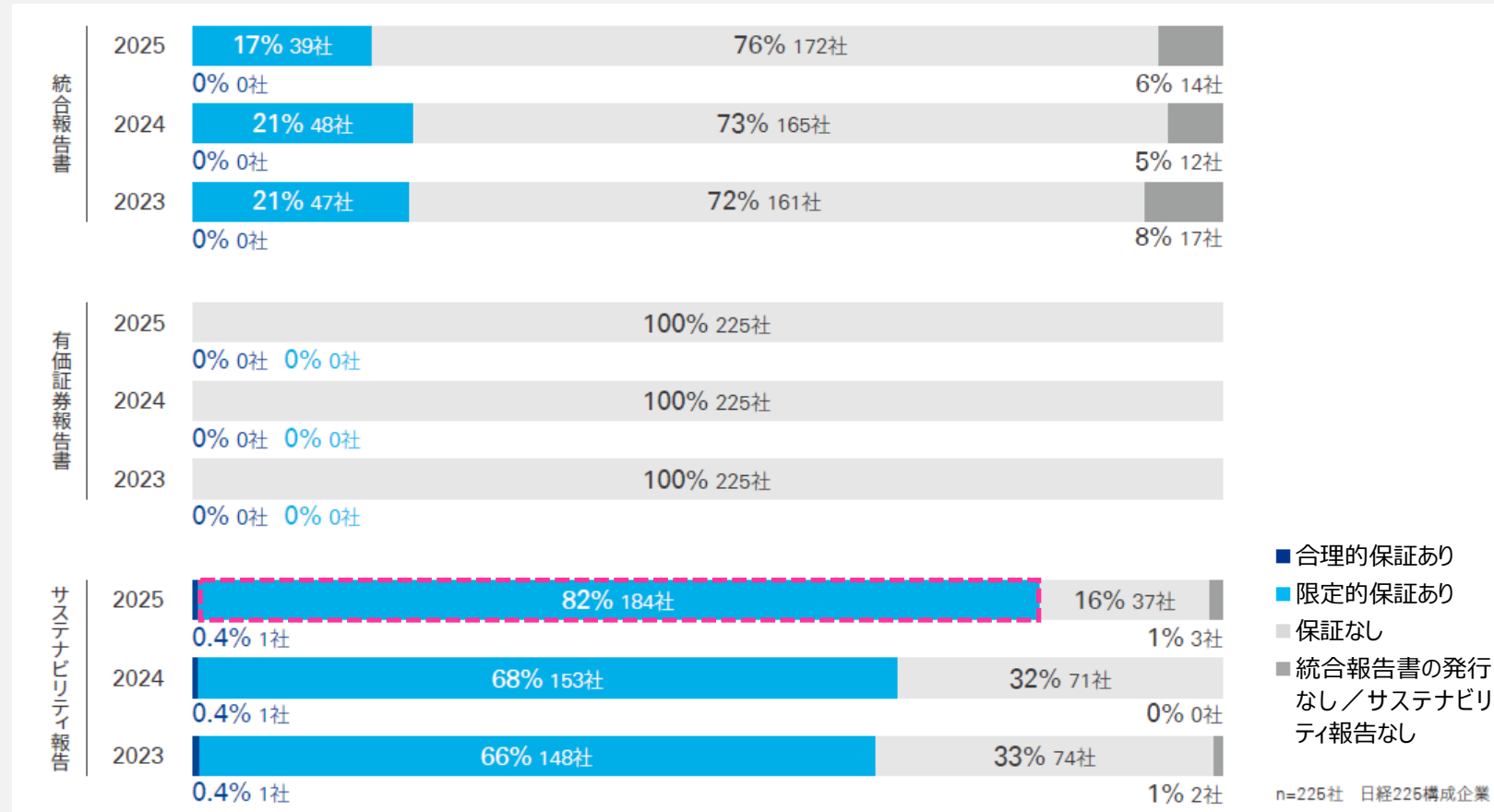
Point

- 有価証券報告書での開示に向け、**早期化が必要**
- SSBJ基準の適用においては、適用開始後最初の2年間について、「**二段階開示※**」が認められる予定

※有価証券報告書の提出後に、訂正報告書でサステナビリティ情報を開示することを認める措置。ただし、半期報告書の提出期限までに提出する必要がある

出所：KPMGジャパン「日本の企業報告に関する調査2025 - 持続可能な価値向上につながる企業報告を目指して -」

第三者保証報告書の掲載割合



Point

- サステナビリティ報告の保証取得率は増加し、2025年には82%の企業が何らかの指標について保証を取得
- SSBJ基準の適用においては、**開示の翌年度から、一部の開示情報に対する保証が義務付けられる**
- SSBJ開示の公表日までに保証が完了するよう、**保証業務実施者と協議し、予行練習を行う**ことが望ましい

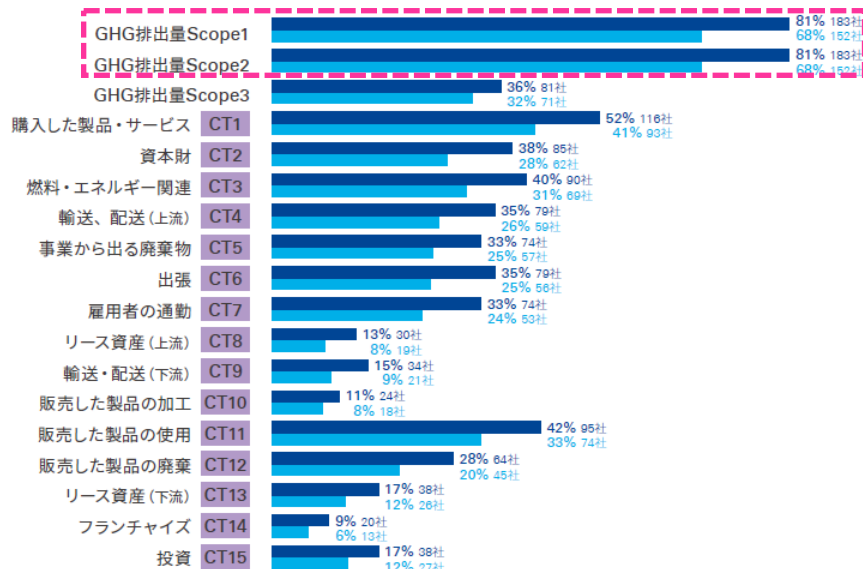
出所：KPMGジャパン「日本の企業報告に関する調査2025 - 持続可能な価値向上につながる企業報告を目指して -」

第三者保証の対象指標

サステナビリティ報告

n=225社 日経225構成企業

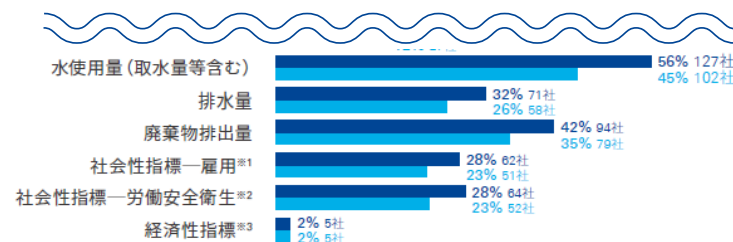
■ 2025 ■ 2024



※1 社会性指標—雇用：女性管理職者比率、従業員数、障がい者雇用率、平均給与、離職率、育児休業取得率等

※2 社会性指標—労働安全衛生：休業災害発生件数、休業災害度数率、死亡者数等

※3 経済性指標：寄付、芸術・教育振興などのコミュニティ投資等

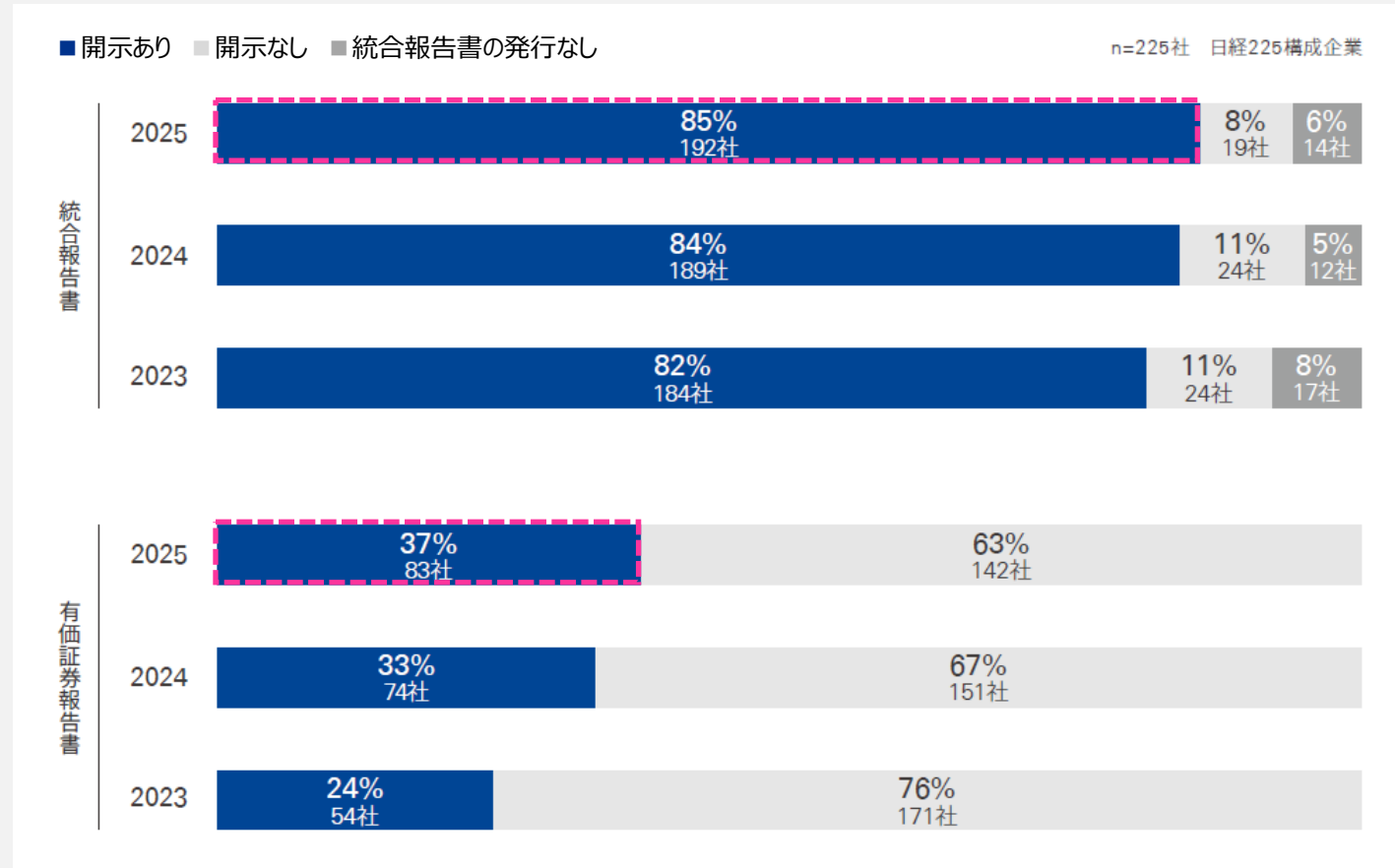


Point

- 81%の企業がScope1・2の保証を取得
➡ 当面、**Scope1・2、ガバナンス、リスク管理**が保証対象となるとされているため、**Scope1・2の保証準備は必須**
- **Scope3の保証取得**も、多くの企業にとって主要な排出源と思われるカテゴリ1・11を中心に増加
➡ Scope3の保証は必須ではないが、**開示情報の信頼性の確保の観点から、保証を取得する企業が増加**していると考えられる

出所：KPMGジャパン「日本の企業報告に関する調査2025 - 持続可能な価値向上につながる企業報告を目指して -」

GHG排出量（Scope1）の当期実績開示

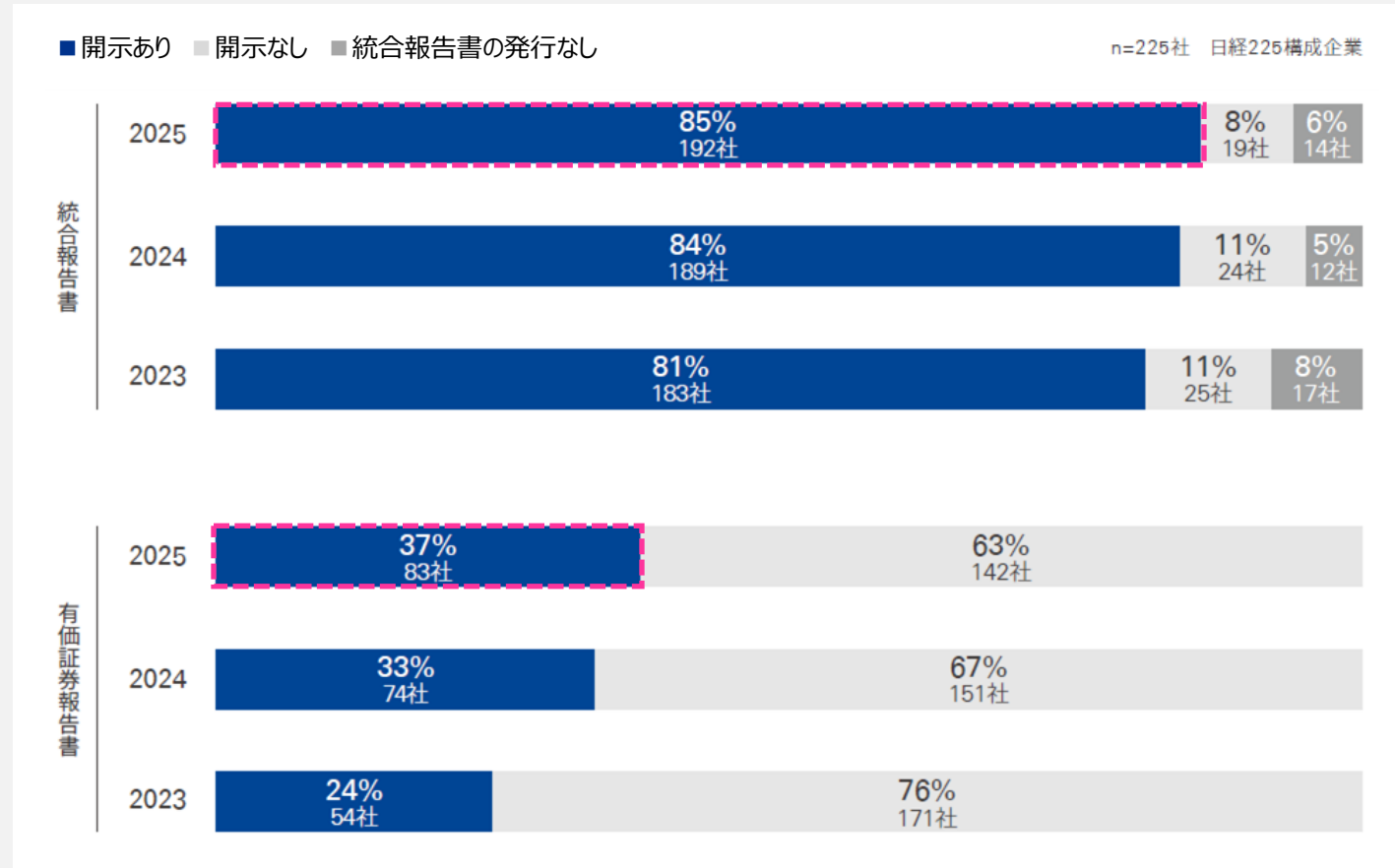


Point

- 85%の企業が統合報告書で開示。一方、有価証券報告書での開示は37%にとどまる
- 有価証券報告書の提出期限までに算定が完了していない企業が多いと推察され、**算定・開示の早期化**を進める必要がある

出所：KPMGジャパン「日本の企業報告に関する調査2025 - 持続可能な価値向上につながる企業報告を目指して -」

GHG排出量（Scope2）の当期実績開示

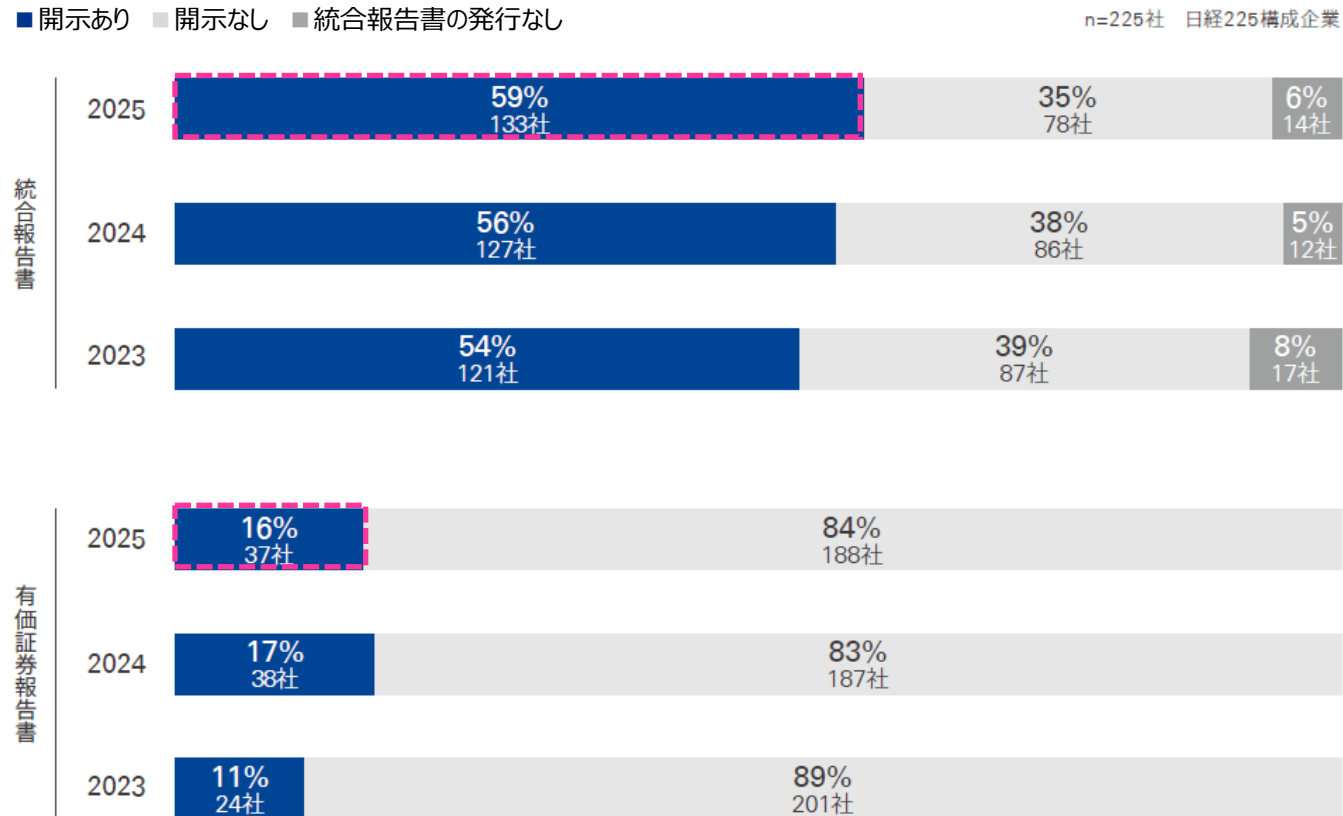


Point

- P.15（Scope1）参照

出所：KPMGジャパン「日本の企業報告に関する調査2025 - 持続可能な価値向上につながる企業報告を目指して -」

GHG排出量（Scope3）の当期実績開示

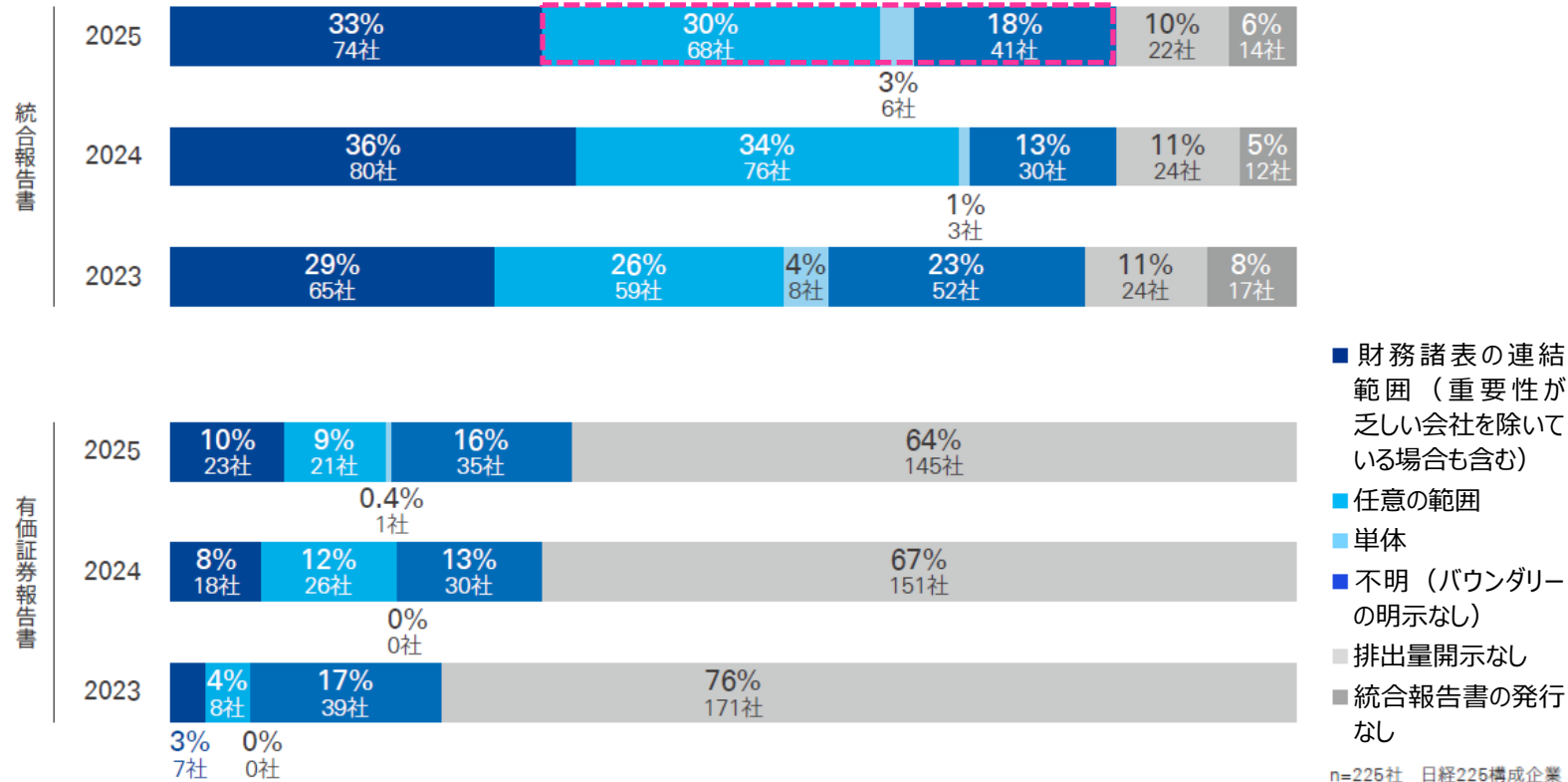


Point

- 重要なカテゴリについてScope3を開示した企業は統合報告書で59%。有価証券報告書では16%にとどまる
- SSBJ基準の適用においては、**経過措置により、初年度はScope3の開示省略可**
- ただし、**2年目からは開示必須**であり、**まだ算定できていない企業は早急な対応が必要**

出所：KPMGジャパン「日本の企業報告に関する調査2025 - 持続可能な価値向上につながる企業報告を目指して -」

GHG排出量（Scope1）のバウンダリー



Point

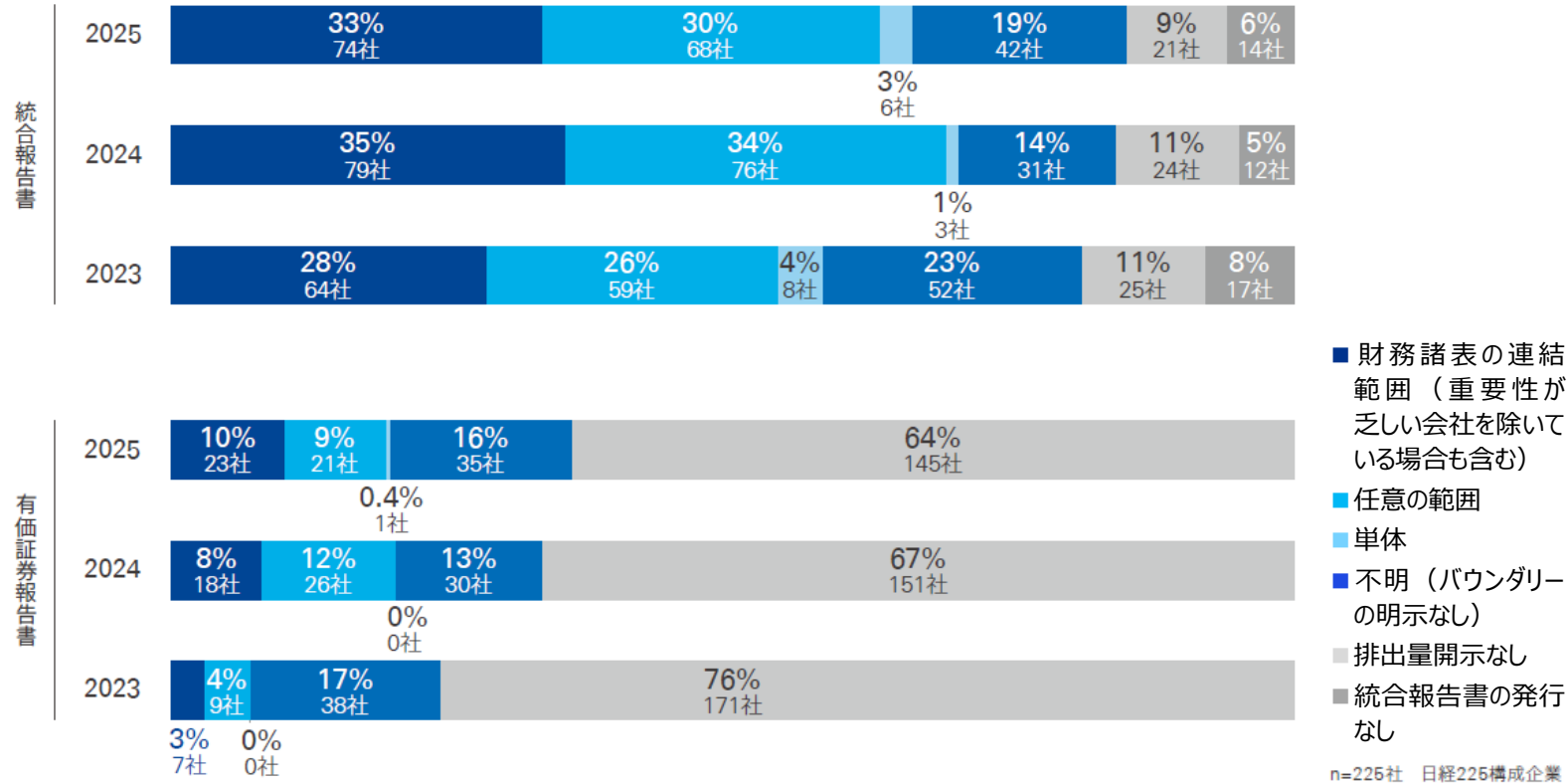
- バウンダリーを「任意の範囲」としているケースが多く、明記していないケースもみられる。算定範囲の拡大に課題がある状況がうかがわれる
- SSBJ基準では、原則として**GHGプロトコルに基づいて排出量を算定**することが求められる。現状の集計範囲が適切か確認し、**必要があれば集計範囲を拡大する**必要がある

出所：KPMGジャパン「日本の企業報告に関する調査2025 - 持続可能な価値向上につながる企業報告を目指して -」

GHG排出量（Scope2）のバウンダリー

Point

- P.18（Scope1）参照

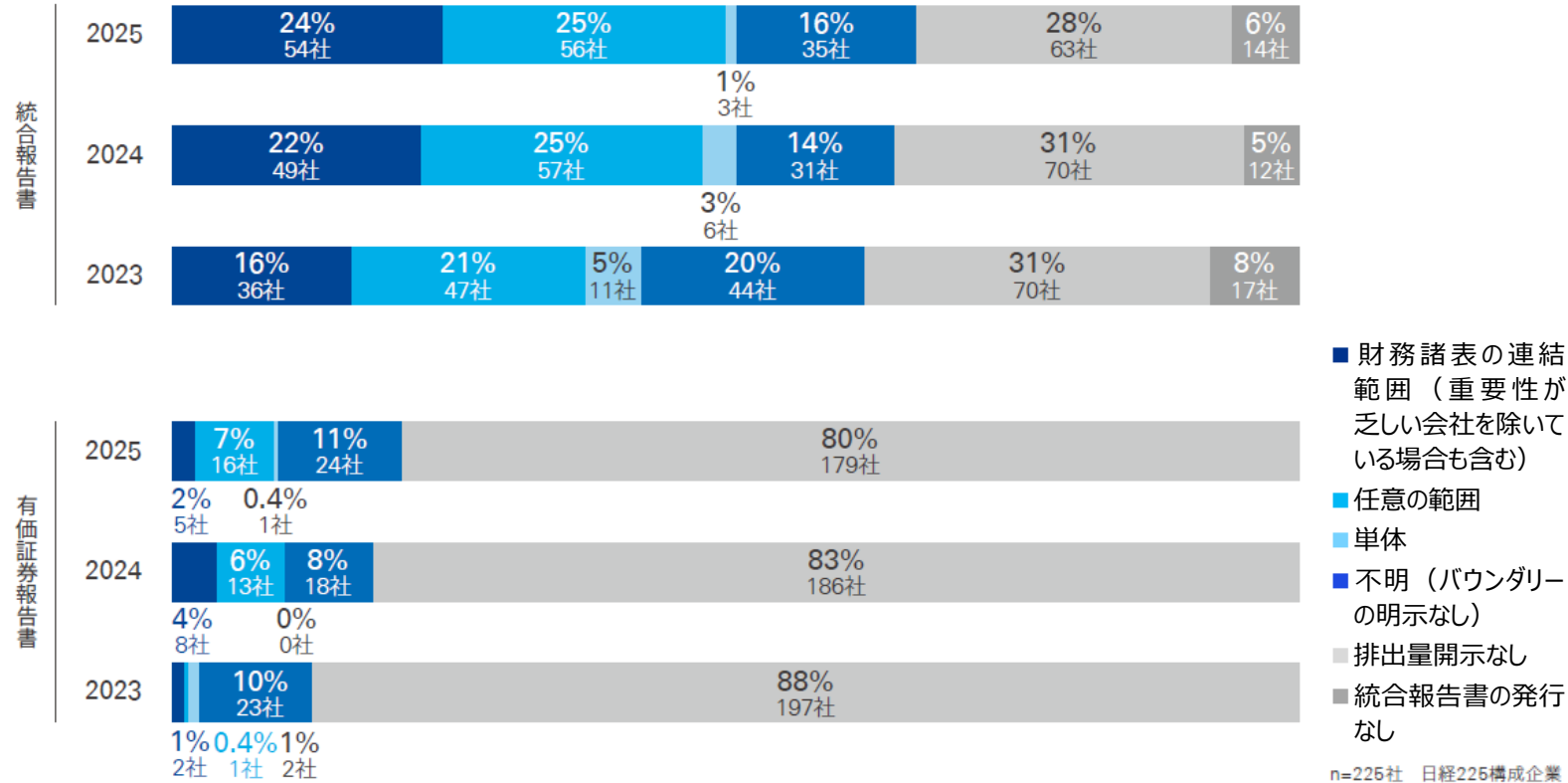


出所：KPMGジャパン「日本の企業報告に関する調査2025 - 持続可能な価値向上につながる企業報告を目指して -」

GHG排出量（Scope3）のバウンダリー

Point

- P.18（Scope1）参照



出所：KPMGジャパン「日本の企業報告に関する調査2025 - 持続可能な価値向上につながる企業報告を目指して -」

03

制度開示に向けて

制度開示に向けたポイント

01

開示すべき重要な項目の決定

- 情報を開示すべき**重要な項目**を各社で**決定**する必要がある
- SSBJ基準では、サステナビリティ課題に関する**リスク**や**機会**が**企業のキャッシュフロー等**に短期、中期、長期に重要な影響をもたらす場合に、関連する情報の開示が求められる
- 準備プロジェクトのスケジュールにも大きく影響するため、**早期にマネジメントを含めた合意が推奨**される

02

サステナビリティ課題への対応と開示対応（コンプライアンス）

- **サステナビリティ課題**に対する戦略・取組みのレベル感は、**経営判断**であり、企業ごとに決定する
- **SSBJ基準の開示要求**への対応はコンプライアンスであり**必須**
- 必要な情報を**網羅的に適時かつ正確**に収集するため、**組織横断的な全社協力体制**を構築したうえでの対応が想定される。また、情報の正確性を担保する**内部統制**の整備に加え、**モニタリング**体制の整備が必要

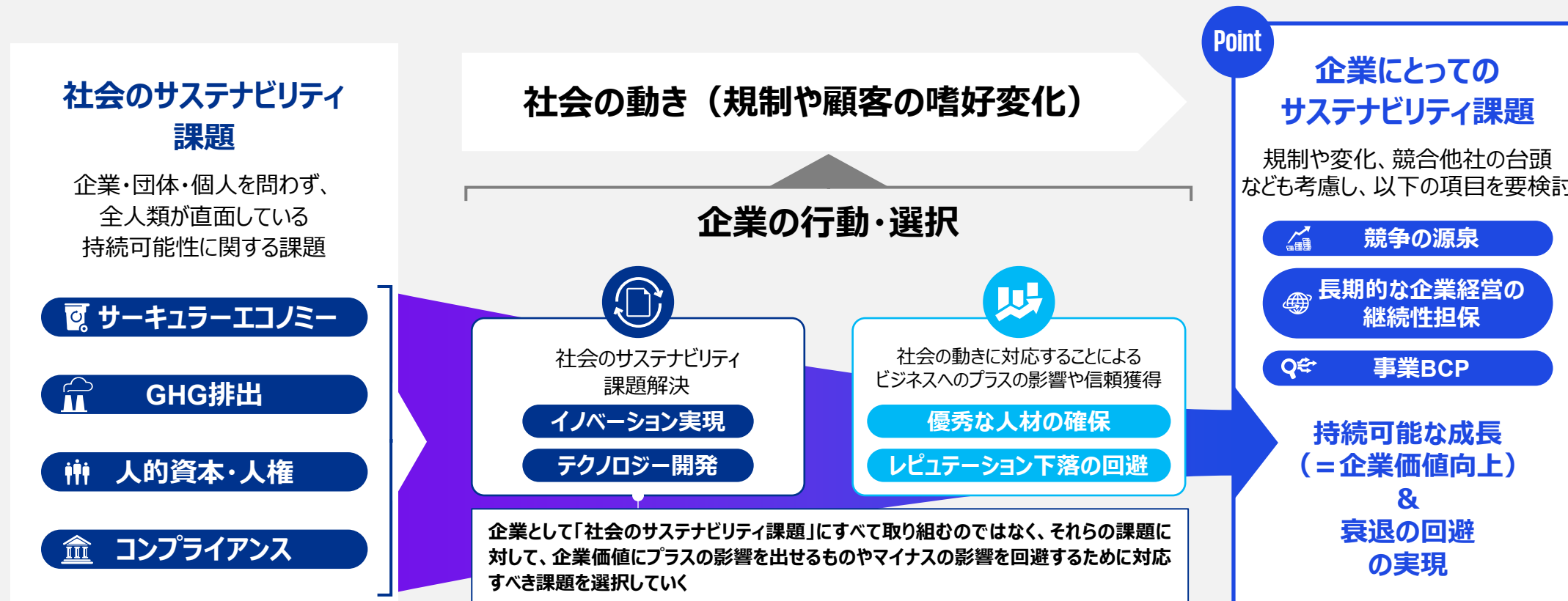
03

財務情報とつながりのある情報の開示

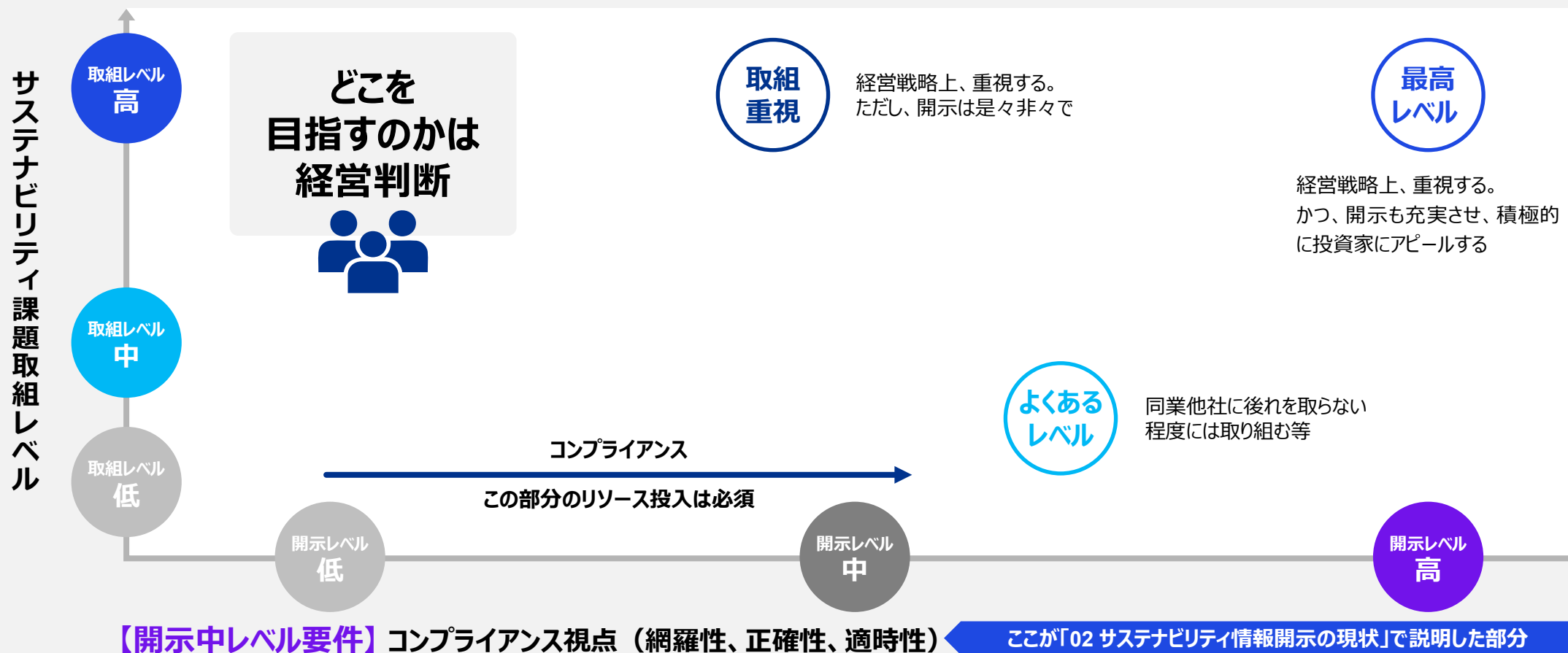
- サステナビリティ課題に対する**戦略・取組みの内容**を、財務情報との**つながり**を十分意識して開示を行う必要がある
- サステナビリティ開示の**データ・仮定**が財務情報とどのように整合しているのか、リスク・機会は**現在・将来の財務情報にどのように影響**を与えるのか、どのようにつながるのか、といった、つながりのある情報開示が求められる

1. 開示すべき重要な項目の決定ー企業にとってのサステナビリティ課題は何か

「社会のサステナビリティ課題」と「企業にとってのサステナビリティ課題」はイコールではない

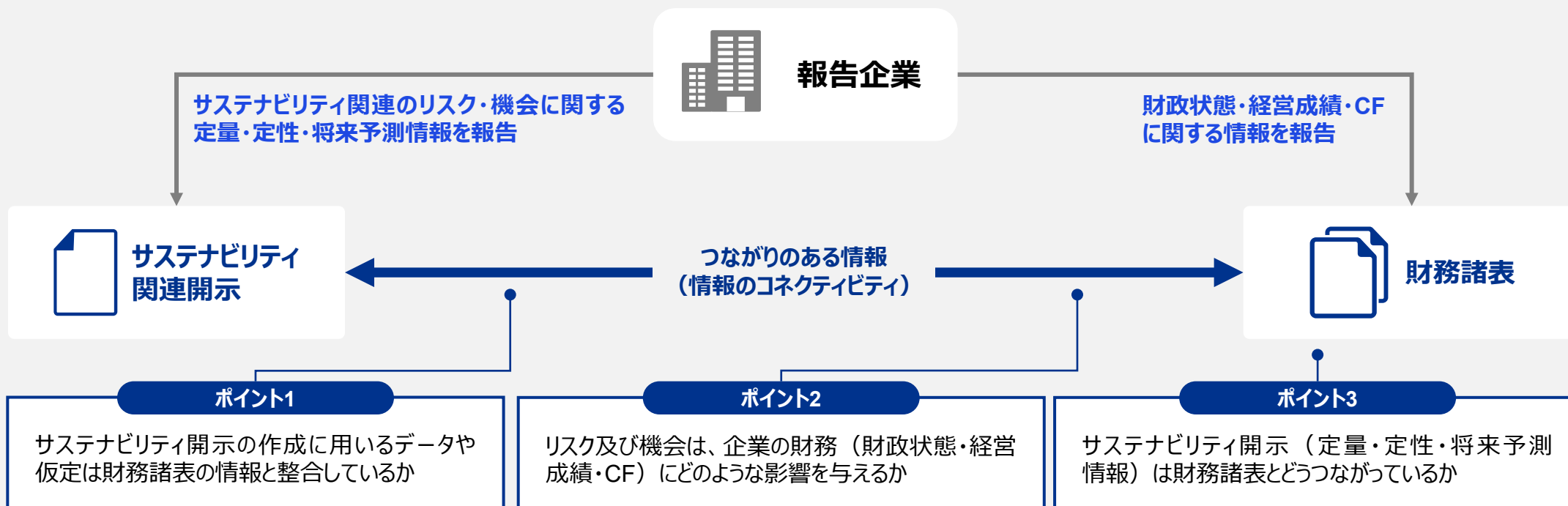


2. 「サステナビリティ課題への対応」と「開示対応」ーどのレベルを目指すか



3. 財務情報とつながりのある情報の開示（コネクティビティ）

SSBJ基準で求められるサステナビリティ関連開示は単にGHG排出量などの指標を開示するものではなく、「企業の戦略」と「財務影響の関係を洞察する情報」として提供するものであり、財務諸表と『つながりのある情報』とすることが重要



**サステナビリティ関連財務情報は「未財務情報」と表現されることもある
その財務的解像度を上げることが求められている**



ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

Document Classification: KPMG Public